

(平成23年4月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社及びB社における標準報酬月額に係る記録を、平成12年11月及び同年12月は32万円、13年1月及び同年2月は30万円、同年3月は28万円、同年4月から14年2月までは32万円、同年3月は30万円、同年4月は32万円、同年5月は30万円、同年6月は26万円、同年7月から15年3月までは32万円、同年4月は38万円、同年5月は34万円、同年6月は38万円、同年7月は30万円、同年8月は34万円、同年9月から同年12月までは38万円、16年1月は34万円、同年2月から同年9月までは38万円、同年10月から18年8月までは36万円、同年9月から同年12月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は平成12年11月から18年12月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年11月1日から18年1月19日まで
② 平成18年1月19日から19年1月1日まで

私がA社に勤めていた申立期間①及びB社に勤めていた申立期間②の標準報酬月額の記録が会社からもらっていた給与額より少なくなっているため、厚生年金保険の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範

囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年1月から18年12月までの期間については、事業主が提出した賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、15年1月から同年3月までは32万円、同年4月は38万円、同年5月は34万円、同年6月は38万円、同年7月は30万円、同年8月は34万円、同年9月から同年12月までは38万円、16年1月は34万円、同年2月から同年9月までは38万円、同年10月から18年8月までは36万円、同年9月から同年12月までは34万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成12年11月から14年12月までの期間については、保険料控除額等を確認できる給与明細書、源泉徴収票及び申立事業所の賃金台帳が無く、実際の社会保険料控除額及び報酬月額がいずれも確認できないが、賃金台帳において、確認できる15年1月から18年12月までの保険料控除額が一定期間継続して同額となっていることから、12年11月から14年12月までの期間についても、その直後の保険料控除額と同額が控除されていたものと推認でき、このこと及び申立人から提出された預金取引明細書の振替給料額から推認できる報酬月額から、12年11月から同年12月までは32万円、13年1月から同年2月までは30万円、同年3月は28万円、同年4月から14年2月までは32万円、同年3月は30万円、同年4月は32万円、同年5月は30万円、同年6月は26万円、同年7月から同年12月までは32万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和58年11月1日から61年8月1日までの期間及び同年10月1日から平成6年4月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、昭和58年11月から60年1月までは24万円、同年2月から61年5月までは26万円、同年6月から同年7月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間は28万円、62年1月は24万円、同年2月から同年10月までは28万円、同年11月から平成元年3月までは30万円、同年4月から同年7月までは32万円、同年8月は30万円、同年9月から2年12月までは32万円、3年1月から同年12月までは44万円、4年1月から6年3月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月1日から平成6年4月1日まで

A社に勤務していた当時、給与から控除されていた厚生年金保険料の金額と比べて、オンライン記録にある標準報酬月額が正当なものではないと思われるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額記録については、申立人が保管する

給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、昭和 58 年 11 月及び同年 12 月は 24 万円、60 年 2 月は 26 万円、61 年 6 月から同年 7 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間は 28 万円、62 年 1 月は 24 万円、同年 2 月から同年 10 月までは 28 万円、同年 11 月から平成元年 3 月までは 30 万円、同年 4 月から同年 7 月までは 32 万円、同年 8 月は 30 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 32 万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成 2 年 1 月から 5 年 12 月までの期間については、各月の保険料控除額等を確認できる給与明細書及び事業所の賃金台帳は無いが、申立人が提出した 2 年から 5 年までの各年の源泉徴収票に記載された給与支払金額及び社会保険料額から、給与明細書が確認できる期間の当該事業所の給与支給内容及び賞与支給額を考慮すると、当該期間については、オンライン記録を上回る保険料控除額及び報酬月額であったと推認できることから、当該期間の標準報酬月額については、2 年 1 月から同年 12 月までは 32 万円、3 年 1 月から同年 12 月までは 44 万円、4 年 1 月から 5 年 12 月までは 41 万円に訂正することが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成 6 年 1 月から同年 3 月までの期間については、保険料控除額等を確認できる給与明細書、源泉徴収票及び申立事業所の賃金台帳が無く、実際の保険料控除額及び報酬月額がいずれも確認できないものの、申立人が保管する預金通帳に記載されている給与振込額が、オンライン記録にある当該期間の標準報酬月額よりも高い金額となっており、毎月の振込金額に余り増減が無く、源泉徴収票が提出された期間の支給内容及び厚生年金保険料等の控除額を考慮すると、オンライン記録を上回る標準報酬月額に見合う保険料が控除されていると推認できる。この推認される保険料控除額から、当該期間の標準報酬月額については 41 万円とすることが妥当である。

加えて、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から 60 年 1 月までの期間及び同年 3 月から 61 年 5 月までの期間については、保険料控除額等を確認できる給与明細書、源泉徴収票及び申立事業所の賃金台帳が無く、実際の保険料控除額及び報酬月額がいずれも確認できない上、預金通帳等給与振込額を確認できる資料も無いが、申立人から提出された当該期間前後の給与明細書の支給内容から、申立期間のうち、58 年 11 月以降の期間については、退職時まで恒常的にオンライン記録を上回る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる上、毎月の報酬月額及び保険料額は一定期間継続してほぼ同額となっていることが確認できる。このことから、当該期間について、その直前の報酬月額及び保険料控除額が継続していたものと推認でき、当該期間の標準報酬月額については、59 年 1 月から 60 年 1 月までは 24 万円、同年 3 月から 61 年 5 月までは 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では、申立期間当時の社会保険関係資料及び賃金台帳を保管しておらず、当時の状況は不明であるとしているが、給与明細書等において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 56 年 11 月から 58 年 10 月までの期間及び 61 年 8 月から同年 9 月までの期間については、給与明細書から確認できる給与支給総額は、当該事業所から社会保険事務所へ届出されている標準報酬月額を上回っている月もあることが認められるものの、これらの資料において事業主により給与から源泉控除されていたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額とが一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで
年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。申立期間当時、私はA市内の大学に在学中で、申立期間の国民年金保険料は母親が納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかないため、申立期間について保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、母親が納付したと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、保険料の納付についての記憶は無く、納付状況は不明である。

また、申立人が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとする母親も、申立人の保険料の納付について「明確な記憶が無い。」とした上で、「納付したかもしれないが、受領書など提出できるものは無く、家計簿も最近の4、5年のものを残して処分してしまった。」としており、保険料を納付した場所、納付金額等についても記憶が無いとしているため、申立期間における保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（日記、メモ、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 12 年 8 月 1 日まで
銀行の口座から引き落とされている社会保険料額から考えて、私が受け取っている厚生年金の金額は少ないと思う。会社の口座の取引明細書があるのでよく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、税理士から提出された当該期間に係る源泉徴収簿により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで
② 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 8 月 1 日まで
③ 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 2 月 28 日まで

申立期間①及び②については、給与が下がることは無かったので、記録上標準報酬月額が下がっていることに納得できない。

また、申立期間③についての給与月額は、30 万円だったと記憶している。標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②については、給与が下がることは無かったので、記録上標準報酬月額が下がっていることに納得できない。」と主張している。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主から聴取することができず、関連資料も無いため、申立人の保険料の控除について確認できない。

また、申立期間①について、オンライン記録において、申立人及び同僚の資格記録には、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらず、処理年月日についても、通常の算定基礎届の時期である上、申立人の標準報酬の等級差も1等級であるなど、事務処理上不自然な点は見当たらない。

申立期間②についても、資格記録が申立期間①と同様に不自然でない上、次の算定基礎届を待たずに、昇給に対応した月額変更届（24 万円を 30 万円に変更）が平成 12 年 8 月に提出されているなど、会社及び社会保険事務所（当時）が標準報酬月額についての不適正な事務処理をしていた形跡は見当

たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、「退職時の給与月額が 30 万円だった。」と主張しているが、会社の同僚の証言及び会社の破産管財人から提出された給与明細書により、申立人の給与は、平成 13 年 7 月から 6 パーセントカットされており、それに基づき、同年 10 月 1 日付け改定の月額変更届が提出されていることが確認できる上、当該月額変更の基礎となる同年 7 月から 9 月の平均給与額は 24 万円の標準報酬等級に対応することから、当該変更届は事実即した届出であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月1日から同年7月1日まで
② 昭和41年9月1日から43年10月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間の31か月分が脱退手当金として支給されていることを年金を請求するときに初めて知った。当時は、年金に関心も無く、社会保険事務所(当時)がどこにあるかも知らなかった。脱退手当金を支給された記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の脱退手当金については、それぞれの申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に「脱」の記載があり、申立期間②の被保険者記号番号を重複整理して申立期間①の被保険者記号番号へ統合した厚生年金保険被保険者記号番号払出簿に「脱B」の押印がある。

また、厚生年金保険脱退手当金支給報告書では、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す資格期間、支給金額及び支給年月日の記載が確認でき、申立期間①及び②の脱退手当金は支給額に計算上の誤りも無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間①及び②の前後に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間①及び②の被保険者期間とは別番号である上、生年月日等が異なって管理されており、当時、請求者からの申出が無い限り、全ての被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。